

～ 桑名市建築開発関係手数料条例 別表第 1 関係【建築確認等申請手数料】～

【建築物を建築する場合】

床面積の合計 「<」を超える、「A」床面積、「≤」以下	確認申請 (計画通知)	完了検査		中間検査
		中間検査なし	中間検査あり	
$A \leq 30 \text{ m}^2$	8,000 円	17,000 円	17,000 円	17,000 円
$30 \text{ m}^2 < A \leq 100 \text{ m}^2$	19,000 円	22,000 円	21,000 円	21,000 円
$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	41,000 円	36,000 円	34,000 円	33,000 円
$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	63,000 円	51,000 円	49,000 円	47,000 円
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	107,000 円	67,000 円	64,000 円	62,000 円
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	155,000 円	95,000 円	89,000 円	84,000 円
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	231,000 円	171,000 円	164,000 円	143,000 円
$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	341,000 円	244,000 円	237,000 円	204,000 円
$50,000 \text{ m}^2 < A$	610,000 円	449,000 円	443,000 円	391,000 円

備考

- 1) 建築物を移転（同一敷地内の移転に限る。）し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合には、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表の床面積の合計とした場合の金額となります。
- 2) 建築物に昇降機等の建築設備が含まれる場合には、上記表手数料のほか、下記表の手数料が必要です。
- 3) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更する場合には、当該計画変更に係る部分の床面積の2分の1を上記表の床面積の合計とした場合の金額となります。なお、床面積が増加する場合には、増加する部分の床面積の金額となります。
- 4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更する場合で、昇降機が含まれる場合には、上記表の手数料のほか、下記表の手数料が必要です。
- 5) 完了検査に昇降機が含まれる場合には、上記表の手数料のほか、下記表の手数料が必要です。

【建築設備を設置する場合】

1 件につき（遊戯施設は 1 機につき）		確認申請(計画通知)	完了検査
①	小荷物専用昇降機以外の昇降機等の建築設備	23,000 円	41,000 円
	確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機以外の建築設備の計画を変更する場合	10,000 円	
②	小荷物専用昇降機	8,000 円	24,000 円
	確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合	5,000 円	

【工作物を築造する場合】

1 件につき（遊戯施設は 1 機につき）		確認申請(計画通知)	完了検査
①	法施行令第 138 条第 1 項の工作物	17,000 円	29,000 円
	確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合	7,000 円	
②	法施行令第 138 条第 2 項又は第 3 項の工作物	23,000 円	41,000 円
	確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合	10,000 円	

【その他注意事項】

- 1) 構造計算適合判定が必要な建築物の適合判定申請は、指定構造計算適合判定機関にお問い合わせ下さい。
- 2) 指定確認検査機関に申請する場合には、各指定確認検査機関にお問い合わせ下さい。

※手数料の払い込みについて（お知らせ）

- ・手数料は、県収入証紙ではなく、現金による金融機関への払い込みとなります。
- ・桑名市役所本庁舎内の指定金融機関受付時間は、午前 9 時から午後 3 時迄です。